

寒河江市病児・病後児保育事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保護者の子育て及び就労の両立を支援するとともに、児童の福祉の向上を図るため、児童が病気（日常罹患する疾患、感染性疾患、慢性疾患、外傷性疾患その他医師が認める疾患）又は病気の回復期にある際、自宅での保育が困難であり、かつ、保護者の就労等により家庭で保育を行うことが困難な児童を専用の施設において一時的に保育（以下「病児・病後児保育」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病児 当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから集団保育が困難であるが、専用の施設において一時的に保育が可能と医師が認めた生後6か月から小学校3年生までの児童
- (2) 病後児 病気の回復期であり集団保育は困難であるが、専用の施設において一時的に保育が可能と医師が認めた生後6か月から小学校3年生までの児童

(対象者)

第3条 病児・病後児保育を利用することができる者は、村山地域に住所を有する保護者で、保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 就労していること。
- (2) 妊娠中又は出産後間もないこと。
- (3) 病気にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有していること。

- (4) 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- (7) 教育施設（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設）に在学し、又は職業訓練施設において職業訓練を受けていること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市長が認める事由に該当すること。

（実施）

第4条 市長は、病児・病後児保育事業について、円滑かつ継続して実施できる事業者（以下「事業者」という。）に委託することができる。

2 病児・病後児保育を実施する場所は、保育所等に付設された専用の区画又は病児・病後児保育を実施するための専用の施設であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 保育室並びに病児及び病後児の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。
- (2) 調理室を有すること。ただし、病児・病後児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。
- (3) 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、病児・病後児保育に適した場所であること。

3 事業者は、病児及び病後児の体温の管理その他健康状態を適切に把握するとともに、複数の病児及び病後児を受け入れる場合は、他の病児及び病後児への感染に配慮するものとする。

- 4 事業者は、病児・病後児保育を担当する職員として看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を病児及び病後児おおむね10人につき1名以上並びに保育士を病児及び病後児おおむね3人につき1名以上配置するものとする。
- 5 前項の看護師等の配置は常駐を基本とするが、近接病院等から看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、常駐を要件としない。この場合において、保育士等を複数配置することにより、常に複数人による保育体制を確保しているものとする。

（実施日時等）

第5条 病児・病後児保育の実施日及び実施時間は、次のとおりとする。

(1) 実施日

ア 病児保育施設「ゆうきの森」及び病後児保育施設「げんきの森」 月曜日から金曜日まで。ただし、休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。以下同じ。）及び年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日。以下同じ。）を除く。

イ 病後児保育施設「あいは一と」 月曜日から土曜日まで。ただし、休日及び年末年始を除く。

- (2) 実施時間 午前8時から午後6時までの時間帯とする。ただし、市長は、保護者の就労時間その他家庭状況等を考慮して、病児・病後児保育の実施時間を変更することができる。

（登録）

第6条 病児・病後児保育を希望する児童の保護者（以下「申請者」という。）

は、あらかじめネット予約専用サービスにおいて、実施施設ごとに登録をしなければならない。

（利用申込）

第7条 申請者は、事前に実施施設に利用の予約をした上で、利用日毎に次の連絡票を事業者に提出しなければならない。

- (1) 利用初日 寒河江市病児・病後児保育事業利用連絡票（様式第1号）
- (2) 利用2日目以降 寒河江市病児・病後児保育事業利用連絡票（2日目以降用）（様式第2号）

（利用期間）

第8条 病児・病後児保育を利用することができる期間は、1回の申込みにつき7日間とする。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めるときは、必要最小限度の範囲内で延長することができる。

（登録の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する対象者としての要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請又は不正な手続きにより、登録又は利用申込みをしたとき。
- (3) 利用者が正当な理由なく利用料を支払わないとき。

（利用の取消し）

第10条 市長は、やむを得ない理由により、病児・病後児保育を実施することが困難と認められた場合は、利用を取り消すことができる。

（利用者負担）

第11条 病児・病後児保育を利用した児童の保護者は、利用後、利用料として1日当たり2,000円を事業者に納入するものとする。ただし、1日の利用時間が5時間以内の場合は、利用料として、1回当たり1,000円を事業者に納入するものとする。

（実績報告）

第12条 事業者は、病児・病後児保育の毎月の利用状況を別に定める実績報告

書により市長に報告しなければならない。

(備付書類)

第13条 事業者は、病児・病後児保育の実施に係る経費に関する帳簿等必要な書類を常に整備し、病児・病後児保育を実施した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、病児・病後児保育の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月26日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この要綱の施行日前においても、寒河江市病児・病後児保育事業の登録等に関し必要な業務を行うことができる。

(寒河江市病後児保育事業実施要綱の廃止)

3 寒河江市病後児保育事業実施要綱（平成27年4月1日施行）は、廃止する。

4 寒河江市病児・病後児保育事業実施要綱（平成31年4月1日施行）は、廃止する。

5 寒河江市病児・病後児保育事業実施要綱（令和3年4月1日施行）は、廃止する。